

会 費 規 程

平成 21 年 5 月 26 日総会議決

(社)広島県労働基準協会

(目的)

第 1 条 この規程は、社団法人広島県労働基準協会定款第 9 条の規定に基づき会費について定める。

(会費の額)

第 2 条 会員の会費は年額とし規模(労働者数)別に定める別表の額とする。

(会費の納入)

第 3 条 会費は、当該年度分を 6 月末日までに納入するものとする。ただし、会長がやむを得ない事由があると認めたときは、これによらないことができる。

(その他)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の議決を経て会長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

会 費

会費規程第2条関係

労働者数	会費額（年額）	月額調整値
1人～ 4人	2,000円	170円
5人～ 9人	2,600円	220円
10人～ 19人	3,600円	300円
20人～ 29人	5,200円	440円
30人～ 49人	6,200円	520円
50人～ 99人	13,300円	1,110円
100人～ 149人	15,200円	1,270円
150人～ 199人	28,500円	2,380円
200人～ 299人	36,500円	3,050円
300人～ 399人	50,000円	4,170円
400人～ 499人	60,000円	5,000円
500人～ 699人	80,000円	6,670円
700人～ 999人	100,000円	8,340円
1000人～1999人	150,000円	12,500円
2000人～3999人	200,000円	16,670円
4000人～	300,000円	25,000円

- 1 会費の決定は、毎年4月1日現在の会員事業場労働者数によるものとする。
- 2 前1の労働者数とは、常時使用労働者数(労働保険「概算・確定保険料」申告書に記載した「常時使用労働者数」をいう。以下同じ)に、現に使用している派遣労働者数を加算した数とする。ただし、労働者派遣事業を行っている会員事業場については、常時使用労働者数から現に他の会員事業場へ派遣している労働者の数を控除した数とする。
- 3 年度途中に入会した会員の会費の決定は、入会申込み時の労働者数をもとに算出し、申し込み月の翌月分から別表による月額会費の額を乗じて得た額とする。ただし、10円位は繰り上げた額とする。